

令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した

誘客プロモーション業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 趣旨・目的

訪日旅行者の8割以上がリピーターであり、自由で柔軟な旅行を好む香港人観光客は、他国と比べてレンタカー利用率が高く、日本政府観光局においても地方都市におけるレンタカー旅行の動画等を制作し、プロモーションを実施している。(参考：<https://www.youtube.com/@visitjapanhk8256>)

徳島県には、海・山・川の自然をはじめ、地域ならではの伝統や文化、風土に育まれた魅力的な観光資源に恵まれているが、これらの多くは公共交通機関によるアクセスが困難な場所にあり、インバウンド誘客に結びついていない。

本事業では、インフルエンサー等を招聘し、レンタカー利用を前提とした徳島県の観光モデルコースを発信することで、香港市場から個人旅行の誘客促進を図る。

※本仕様書のインフルエンサーには、登録者10,000人以上のマイクロインフルエンサーを含む

4 ターゲット

訪日経験が豊富で、東京・大阪・京都など主要観光地以外の地方への観光意欲が高く、レンタカーを利用した少人数の旅行を好む香港人観光客とする。

5 業務の内容

(1) インフルエンサーの選定、監督等

① インフルエンサーの選定、監督等

「4 ターゲット」が観光情報の収集に利用する SNS において影響力のあるインフルエンサーを10名以上起用し、下記(2)から(4)の活動の調整、滞在支援、活動支援、発信状況、ネガティブチェック等についての管理監督を行うこと。なお、選定するインフルエンサーに応じて複数の SNS を使用して構わない。

②インフルエンサーの選定にあたっての詳細

- ・インフルエンサーのプロフィール、選定意図、発信媒体、過去の発信内容、フォロワーの属性（性別、世代別など）、発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提案すること。
- ・選定においては、フォロワー数やリーチ数のみにとらわれず、ターゲットや訴求コンテンツ、本業務目的との親和性に留意し、インフルエンサーの発案も選定の参考とすること。なお、日本在住者や過去に徳島県への訪問経験があるなど、日本や徳島の発信実績があればより望ましい。
- ・契約予定期間内での招聘が可能である確認がとれたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。

(2) インフルエンサーを活用したモデルコースの設定

次の①から④を満たした上で、選定したインフルエンサーの意見を取り入れながら、香港人観光客が魅力的と感じるレンタカーを利用したモデルコースを設定すること。

- ①モデルコースの日数は、2泊3日とし、徳島県で2泊すること。
- ②モデルコースにはテーマ（例：徳島で食とお酒を堪能する大人旅）を設定すること。ただし、単なる観光施設めぐりにならないように注意すること。
- ③モデルコースの始点・終点は次のいずれかとする。
 - ・徳島駅
 - ・徳島阿波おどり空港
 - ・徳島港（南海フェリー利用の場合）
 - ・関西国際空港
 - ・高松空港
- ④モデルコースの訪問場所・日時については、徳島県と協議のうえ決定すること。

(3) インフルエンサーによるモデルコースのプロモーション

(2) で設定したモデルコースの認知度及び訪問意欲の向上を図るため、インフルエンサーが実際にモデルコースを周遊し、プロモーションを実施すること。なお、プロモーションに当たっては次の点に留意すること。

- ①作成した記事や動画をインフルエンサーのアカウントに投稿すること。
なお、リール動画等の投稿は可能な限り徳島県の公式 SNS との共同投稿とすること。
- ②投稿のキャプション欄等を使用し、「徳島県インバウンド用ランディングページ(阿波ナビ)」及び「徳島県公式 Facebook」、「徳島県公式 Instagram」への導線を確認すること。

【阿波ナビ】<https://www.awanavi.jp/>

【徳島県公式 Facebook】

<https://www.facebook.com/share/1FA27cTe16/?mibextid=wwXIfr>

【徳島県公式 Instagram】

<https://www.instagram.com/tokushima.hk?igsh=MW00aWJ6emZndTZk>

- ③（５）の広告を用いたプロモーションに利用できる 30 秒程度の動画を別途作成すること
 - ④動画及び投稿の構成、時間及び本数は、「３ 趣旨・目的」を効果的に達成する内容を提案すること。
（旅程日ごと、訪問エリアごとをシリーズ化するなど工夫すること）
 - ⑤動画及び投稿の内容は、本県への訪問確度の高い旅行検討層に対し、本県の観光情報・魅力および外国人旅行者に対する安全・安心情報を紹介するようなものにすること。
 - ⑥本業務に係る全ての活動費用（交通費、宿泊費、入場料、謝礼金など）は受託者が負担すること。
 - ⑦訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。ただし、ファムツアーのように担当者がインフルエンサーに必ずしも同行する必要はない。
 - ⑧訪問先等への投稿許諾関係は受託者又はインフルエンサーが行うこと。
 - ⑨モデルコース周遊後、受託者はインフルエンサーから詳細な意見集約を実施し、「３ 趣旨・目的」を効果的に達成することができるモデルコースにアップデートすること。
- （４）ランディングページ内へのコラム掲載
- ランディングページである「阿波ナビ」（以下、LP という）内に、本事業で造成したモデルコースを紹介する内容のコラムをモデルコース数の分だけ作成し、掲載すること。
- ①コラムの編集用データについては、委託者より別途提供する。
※編集後、サーバーを管理している事業者に対して、委託者を通じてデータを提出し、アップロードしてもらうこと。なお、アップロード作業はサーバーを管理している事業者が行う。
 - ②制作言語は、中国語（繁体字）とする。
 - ③コラムの基本構成は受託者が提案するものとし、徳島県と協議の上、詳細を検討すること。
※写真や動画などを活用し、モデルコースの内容や特徴が伝わるようにすること。
 - ④コラムのサムネを繁体字で作成すること。

⑤公開するコンテンツについては、更新前までに資料を提出し委託者の承認を得ること。

(5) 広告を用いたプロモーション

(3) で作成した全ての動画（YouTube 動画及び、Facebook・Instagram のリール動画など）に対する Meta 社等の広告出稿を行い、プロモーションを行うこと。

広告出稿の時期、期間及び回数については、「3 趣旨・目的」を効果的に達成する内容を提案すること。

(6) 実施結果の検証

上記(1)～(5)の業務による訪日及び訪県旅行者の分析及び検証を実施することとし、業務の効果及び実績について把握方法を含めて明確に提案すること。

また、業務報告については、分析結果に基づく数値や現段階でのターゲットの他、考察を含む分析レポートとして今後活用できる内容とすること。

6 実績報告書の提出

(1) 実績報告書

受託者は、本事業の終了後、「実績報告書」を委託者に提出すること。なお、「実績報告書」には、5(6)の実施結果の検証を記載すること。

(2) 提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光誘客課プロジェクト推進担当

電話 088-621-2461

E-mail kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月31日(火)

7 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

①業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

②業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び徳島県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。

③随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。

- ④委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

8 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ①本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ②委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

9 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10 個人情報の保護

本業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。

11 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

12 委託契約の締結

- （１）契約に関する事務は委託者で行う。
- （２）委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- （３）契約条項は、委託者において示す。

13 契約の解除

- （１）委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- （２）上記（１）により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

14 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

15 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

16 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。